

米国の州政府及び地方団体の公金管理

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 263 (July , 2005)

財団法人自治体国際化協会
(ニューヨーク事務所)

目次

はじめに

概 要	i
-----	-------	---

第1章 米国の州政府及び地方団体の公金管理の現状

第1節 資金運用の現状	1
1 1970年代まで	1
2 1980年代から1990年代にかけて	2
第2節 関係法	2
1 連邦法	2
2 州法及び地方団体の条例	2
第3節 投資方	6
1 投資方針	6
2 オハイオ州における投資方針と公金運用状況との比較	7
第4節 公金運用担当者	9
1 公金運用担当部局の長	9
2 その他の職員	9
3 研修制度（オハイオ州の例）	10
第5節 投資委員会	11
第6節 金融機関の選定	11
第7節 公金預金の担保	11

第2章 地方自治体投資プール

第1節 地方自治体投資プール（LGIP）の概要	18
1 LGIPとは	18
2 LGIPの歴史	18
第2節 関連法及び投資方針	21
第3節 具体例	22
1 民間委託型（コロラド州「コロトラスト」）	22
2 州政府自主運用型（オハイオ州「スターオハイオ」）	24
第4節 州政府・地方団体におけるメリット・デメリット	25
1 地方団体が州政府に公金運用委託を行う場合のメリット・デメリット	25
2 州政府が地方団体から公金運用を請け負う場合のメリット・デメリット	27

参考文献	28
------	-------	----

はじめに

我が国地方団体の公金管理を取り巻く状況は、介護保険制度の導入や危機管理体制の充実などその財政需要はとどまることを知らず、それに反比例するかのようにバブル経済崩壊後の長期不況によって財政事情は悪化の一途をたどり、また、金融機関のペイオフ制度が段階的に解禁され、従前に増して公金管理に関するアカウントビリティ（説明責任）が求められている、など大変厳しいものとなっている。

そこで本レポートでは、今後の公金管理のあり方を検討する際の一助となるよう、金融機関の度重なる破綻、ペイオフ制度の導入などの歴史的経験を経てきた米国における、州政府及び地方団体の公金管理の制度及び現状を紹介するものである。

第1章においては、米国の公金管理の現状について記述し、分散投資と担保の付与により公金を確実かつ有利に運用している米国の現況を紹介した。

第2章においては、州政府が地方団体から資金を引き受けて運用を行う「地方自治体投資プール」について記した。この制度は我が国では見られない制度であるが、米国では一般的に安全かつ有利な運用手法として広く行われているものである。

執筆に当たっては、極力、全米を網羅するデータの貼り付けを行い、また同時に、オハイオ州を中心とした具体的事例を紹介し、我が国の地方団体が公金の管理・運用の見直しに際して参考としやすい内容としたつもりである。

本レポートが、我が国の地方団体職員をはじめ地方自治関係者の皆様に広くご活用いただければ幸いである。

なお、本レポートの作成にあたっては、オハイオ州政府ケビン・タルティ課長のほか多くのオハイオ州政府の方々及びシンクタンクであるワシントンコア社に多大なご協力をいただいた。ここに改めて厚く御礼を申し上げる次第である。

(財) 自治体国際化協会 ニューヨーク事務所長

概 要

第1章 米国の州政府及び地方団体の公金管理の現状

本章では、米国の州政府及び地方団体の公金の管理と運用の現状について説明する。米国においても、公金の資金運用の分散投資が見られるのは1970年代に入ってからである。我が国地方団体の公金運用に比して、投資先は非常に多様であると言えるが、州法や投資方針において投資先等について厳密に規定していることは注目すべきである。

また、州政府管内の公金運用担当職員に対する研修を充実し、そこで運用スキルや運用倫理等を十分に身に付けさせ、未然に公金運用リスクを軽減させている州も多い。

公金預金の担保に関しては、45の州で、州法等で担保適格商品などを規定している。その実際の担保制度の運用手法は様々であるが、大きくは三つに分類され、その中でも共同担保制度と呼ばれるものが安全かつ経済的であると考えられている。

第2章 地方自治体投資プール

本章では、米国では多くの州で行われている「地方自治体投資プール」について概略する。これは州政府が管内地方団体の資金を引き受けて運用を行う制度である。

この制度は、分散投資を図る上での安全な一運用先として存在するばかりか、資金を集中することによって投資規模が拡大され投資先の選択肢が広がるとともに、資金運用の知識に長けた者の確保が困難な小規模団体等にとっては人的経費の節約にも繋がる。つまり安全性や収益性の面だけでなく、人的経済性の面において大変有益な制度であると考えられている。

この制度は、実際の運用主体は誰であるかという観点から、州政府が独自に運用を行うものと、民間に運用を委託して行うものとの大きく二つに分けられるが、いずれの場合であっても、通常の公金運用と同様に、州法や投資方針で厳密にその投資先や運用方法が規定され、また、州の財務長官などが監督しているため信頼性も高い制度であると言われる。